

地域における虐待防止支援プラン（仮称）の推進（案）

背景

【未然防止】

- 未然防止には、子育て困難群や虐待が深刻化していない早期の段階で、地域のあらゆる社会的資源を活用しながら、計画的、継続的に支援していくことが重要。
- 在宅での不適切な養育の末に状態が深刻化し、結果的に親子分離に至る事例もみられる。

【再発防止】

- 施設入所中に援助を受け親子再統合を行ったものの、再度状態が悪化する場合もある。
- 再発防止には、児童相談所の相談援助とともに、地域の社会的資源による継続的な支援も不可欠。

【保護者も支援を求めている】

- 虐待においては、保護者が支援を求めてくることも少なくない。
(実母の4分の1が「虐待をみとめ支援を求めている」(児童虐待の実態Ⅱ17年12月)。今後在宅支援についての保護者意向データが必要)

虐待防止支援プラン

- 未然防止、再発防止には、地域における在宅支援の強化が重要である。

- ワンストップによる支援を徹底する「虐待防止支援プラン」(仮称)
アセスメントによりニーズを的確に把握し、最適な社会資源の組み合わせや各機関による支援体制などを内容としたプランを作成し、継続的な支援につなげることが必要。

【課題】

- 地域によって社会的資源が様々 ⇒ 包括補助による支援
- 各所管、各機関が持つ情報の集約化 ⇒ 要対協の仕組みを活用した情報の共有化
- 在宅支援をコーディネートする専門的なノウハウが確立されていない
⇒ プログラムの確立

プログラムの確立

【支援プラン推進のプログラムが必要】

- 保護者と児童に対し、地域の資源を活用しながら継続的に支援を行うプログラムが必要。
- 過去の子育て困難事例や虐待事例を分析し、アセスメントとプランニングの手法を開発。
タイプ別に効果的な社会資源の組み合わせや、各機関の支援体制のほか、保護者へのアプローチの方法についても検討。

**母子保健情報一覧から見た、各区市町村における
「母子保健事業を通じた要支援家庭の早期発見・支援」の取組状況に関する課題**

1 妊娠届出(母子健康手帳交付)時の要支援家庭把握のためのスクリーニング

	区部	市郡部	島部
すべての妊婦と保健師が面接	0	5	6
アンケートなどによりすべての妊婦の状況を把握している	10	19	1
妊娠届に「心配ごとの有無」を問う項目を設けている	0	2	0
妊娠届の内容から、ハイリスク者に連絡をしている	5	1	0
一部の交付場所で交付の場合のみ面接を実施	7	3	0
特になし	1	0	2

※ 23 区のすべてと 24 市・3 町・5 村で、保健所・保健センター以外の窓口（住民票窓口や出張所など）でも母子健康手帳の交付を行っており、平日昼間以外の時間帯（平日夜間もしくは休日）に受付を行っている自治体は、17 区（この内 1 区は電子申請）・15 市であった。

※ 一般的な妊娠届は、妊婦の氏名、生年月日、年齢、職業、住所、電話番号、妊娠週数、分娩予定日など。自治体により様式は異なり、父親についての項目などを設けていることもある。

〈結果〉妊娠届時に、専門職による面接や、専門職のいない施設で交付する場合には、アンケートを実施して、全ての妊婦やその家庭の状況把握を行っている自治体が多い。アンケートは 23 年度から開始している自治体も 2 区 1 市あり、次年度検討すると回答した自治体も 1 市あった。アンケートではなく、妊娠届の内容を工夫しているという自治体もあった。
全数ではなく、保健センターなどで交付した場合のみ面接を実施しているという自治体もあった。

2 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	訪問率	区部	市郡部	島部
実施	>90%	4	13	5
	70-90%	14	9	0
	<70%	3	3	1
	不明	1	3	1
未実施		1	2	2

※ 多くの自治体で新生児訪問と統合して実施しており、別事業として実施しているのは、5ヶ所であった。

※ 訪問率不明は、23 年度に開始したところが 3ヶ所、新生児訪問と別事業のため母子保健担当課で未把握が 2ヶ所であった。

※ 未実施のうち 1 市は 24 年度開始予定。

〈結果〉乳児家庭全戸訪問事業を実施していない自治体がある。24 年度開始予定や、23 年度に開始した自治体もあり、少しずつ体制が整いつつある。またすでに実施していても、訪問率が不十分な自治体もまだ多く、課題である。